

鳥取県コガタノゲンゴロウ保護管理事業計画

．事業の目標

コガタノゲンゴロウはゲンゴロウ科に分類される水生昆虫であり、生息環境は二次的自然といわれるため池や、湿地のような止水域とこれにつながる河川や人工的な用水路と水田であり、これら全体が水路でつながった水の回廊を行き来しながら生活している。

かつて、県内にも多数生息地が分布していたが、水田の農薬使用の影響や用水路や農地の改良など水田環境の変化、ブラックバスなどの移入種の影響などにより生息環境が悪化し生息地がごく限定されている。さらに、その希少性からマニア等による捕獲も懸念されている。平成14年には「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき特定希少野生動植物に指定された。

本事業は、本種の生息状況等の把握を行い、その結果を踏まえ、生息水域における生息環境の改善や保護啓発の強化等を図るとともに、必要に応じ適切な方法による飼育条件下での繁殖を行い、分布の拡大及び個体数の増加を図ること等により、本種が自然状態で安定的に存続できることを目標とする。

．事業の区域

県内における本種の生息域（過去の生息域も含む。）

．事業の内容

1 個体群の保全・管理

(1) モニタリング

本種の保護管理事業を適切かつ効果的に実施するため、個体数の増減の現状及び生息状況並びに生息環境等に関する調査を継続的に行うとともに、これらに関する情報の蓄積を行う。

(2) 生息地の確保

本種の生息地における土地利用や事業活動の実施に当たっては、生息に必要な環境条件を確保するための配慮が払われるよう努める。

(3) 生息地の拡大

本種の繁殖は、野生個体群の維持拡大によることを基本とするが、必要に応じ、補完的に飼育条件下での繁殖群又は野生個体群の移殖による分布域の拡大及び個体数の増加を図る。

なお、個体の移殖に当たっては、遺伝的多様性の喪失等野生個体群の存続を脅かすおそれがないように十分留意することとする。

(4) 生息地における捕獲の防止

コガタノゲンゴロウは、その希少性からマニア等の捕獲対象になりやすい。そのため、「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」により特定希少野生動植物の指定され、捕獲が禁止されていることを積極的に周知することや、希少野生動植物保護推進員による監視の実施等を図りながら捕獲を防止する。

(5) その他

生息地となる場所を安定的に確保する方策を検討するとともに、種としての特徴や役割・価値を周知して、地元住民等の協働で持続的に担える保全・管理の方策を検討する。

2 生息環境の保全・管理

本種の生態に対応するためには、単一のため池を保全するだけでは不十分で、

周辺に良好な生息環境を備えた複数のため池があり、これらのため池と水田を繋ぐ土水路（用水路のうちコンクリート等により護岸されていないもの）が縦横に配置されていることが必要で、1キロメートル内外の範囲で、湿性植物や水田植物が生育した複数の水域を繋ぐ水系コリドーをつくり、絶滅の確率の危険分散を検討する。

また、ため池環境は、周辺の農地や里山、集落や人の生活様式などが相互に関係して総合的に作り上げられたものであり、ため池管理者はもとより地域の人々の理解を得ながら、その地域に展開する複数のため池を含めた地域全体を保全対象とする活動の推進を図る。

（１）ため池の管理

ため池は、従来、地域住民の生活に深く結びついて土手の草が刈られ、冬には水が抜かれ、底に溜まっている落ち葉などの有機物を除去するなど管理されものであり、本種はこのように人の定期的な干渉が行われる環境に適応し、中心的な生息域としている。このため、ため池管理者及び地域の人々の理解を得ながら、ため池の定期的な管理が図られるよう推進する。

（２）植生の管理

本種の生態を考慮すると、産卵に適した水生植物や餌となる昆虫類が生息する水辺の植物は、その生息数に影響を及ぼし、抽出植物の茎は産卵の場所、浮葉植物や沈水植物は休息場所・逃避場所・産卵場所・交尾場所・活動場所となっていることから、水生植物は不可欠であり除去せずに維持を図る。

（３）水の管理

水生昆虫に適したため池は、水生植物の生育に配慮し水際から緩やかに傾斜して徐々に深くなり、水深は1 mまで必要である。

また、富栄養化によるアオコの発生も水草の生育に影響を及ぼすため、ため池管理者の理解と協力を得ながら水の管理を図る。

（４）移入種の対策

ブラックバス（オオクチバス）は、水中のあらゆる生物を貪欲に捕食する肉食魚であり、ひとたび放流されると在来の水生生物が絶滅に追い込まれるという深刻な影響を与えるため、冬季の池干しなどによる駆除を推進する。

また、在来種でもコイは雑食性で、大きくなるにつれて大食になり、生態系を攪乱するので放流はしないように普及啓発を図る。

3 法的規制・位置付け等

(1) 鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例関係

コガタノゲンゴロウの個体数は著しく少なく、その分布が限られており、生息環境の急激な変化により、絶滅の危機に瀕していることから、「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」により特定希少野生動植物に指定され、原則としてその捕獲等が禁止されている。

(2) その他の法令関係

生息の中心はため池のような止水域であり、この地域へのブラックバスの放流は鳥取県内水面漁業調整規則により禁止されていることから、同規則と連携を図りながら生息環境の保全を推進する。

4 社会的支援体制の強化及び普及啓発の推進

本種の維持・生息拡大を図るには、保護管理を支える、関係行政機関、関係団体、県民等の活動・協力が必要であるとともに、支援体制の連携と強化が図られるように努める。

今後さらに、本種の生息状況及び保護の必要性、保護管理事業の実施状況等に関する普及啓発を推進し、本種の保護に関する配慮と協力を呼びかける必要がある。また、関係地域において本種についての理解を深めるため新たなビオトープの創設活動を行うこと等により、生息地及びその周辺地域における自主的な保護活動の展開が図られるよう努める。

5 事業推進への連携体制

本事業の実施に当たっては、事業に係る県を始めとする関係市町村の各行政機関、特に生息域における各種工事を実施する県土整備関係部局や農林水産関係部局と密な連携を図るとともに、本種の生態等に関する研究機関、本種の生息地及びその周辺地域の住民等の関係者間の連携を図り、効果的に事業が推進されるよう努める。